

伊都消防組合告示第 5 号

伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月6日

伊都消防組合管理者

耳木 哲朗

令和8年伊都消防組合条例第4号

伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和6年伊都消防組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊都消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。